

大阪市規則第62号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年大阪市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）及び二重傍線を付した共通見出しのうち、その標記部分が同一の対象規定の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、二重傍線を付した共通見出しは改正前欄に掲げる共通見出しを改正後欄に掲げる共通見出しのように改め、その標記部分が異なる対象規定の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<u>（手当額等）</u>	<u>（手当額）</u>
<u>第2条</u> 条例第20条の2第3項の市規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。	[新設]
<u>第3条</u> [略]	<u>第2条</u> [同左]
<u>2</u> 条例第20条の2第3項第2号の市規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	<u>2</u> 条例第20条の2第3項第1号の市規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。
(1) 前項第1号に掲げる職員 6,000円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、 <u>5,500円</u> ）	
(2) 前項第2号に掲げる職員 5,000円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、 <u>4,500円</u> ）	
(3) 前項第3号に掲げる職員 4,300円（定	

年前再任用短時間勤務職員にあつては、
3,800円)

- (4) 前項第4号に掲げる職員 3,500円(定
年前再任用短時間勤務職員にあつては、
3,000円)

[削る]

第4条 次に掲げる場合には、条例第20条の
2第2項の規定による管理職員特別勤務手
当を支給しない。この場合において、職員
がした同項の勤務は、同条第1項の勤務と
みなす。

第3条 条例第20条の2第3項第2号の市規

則で定める額は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 危機管理監の職又は管理職手当区分が
1種甲、1種乙若しくは1種丙である職
にある職員 6,000円(定年前再任用短時
間勤務職員にあつては、5,500円)
- (2) 管理職手当区分が2種甲又は2種乙で
ある職にある職員 5,000円(定年前再任
用短時間勤務職員にあつては、4,500円)
- (3) 管理職手当区分が3種甲、3種乙又は
3種丙である職にある職員 4,300円(定
年前再任用短時間勤務職員にあつては、
3,800円)
- (4) 管理職手当区分が4種甲である職にあ
る職員 3,500円(定年前再任用短時間勤
務職員にあつては、3,000円)

- 2 条例第20条の2第1項の勤務をした後、
引き続いて同条第2項の勤務をした職員に
は、その引き続く勤務に係る同項の規定に
よる管理職員特別勤務手当を支給しない。

[新設]

(1) <u>条例第20条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u> (2) <u>条例第20条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合</u> <u>第5条～第7条</u> 〔略〕 附 則 〔1 略〕 2 条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する<u>第3条</u>の規定の適用については、当分の間、<u>同条中「に定める額」とあるのは「に定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u>	<u>第4条～第6条</u> 〔同左〕 附 則 〔1 同左〕 2 条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する<u>第2条第1項及び第3条第1項</u>の規定の適用については、当分の間、<u>これらの規定中「に定める額」とあるのは「に定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u>
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(令和5年大阪市規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 〔1 略〕 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則	附 則 〔1 同左〕 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則

第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則<u>第3条</u>の規定を適用する。	第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則<u>第2条第1項及び第3条第1項</u>の規定を適用する。
備考 表中の[]の記載は注記である。	